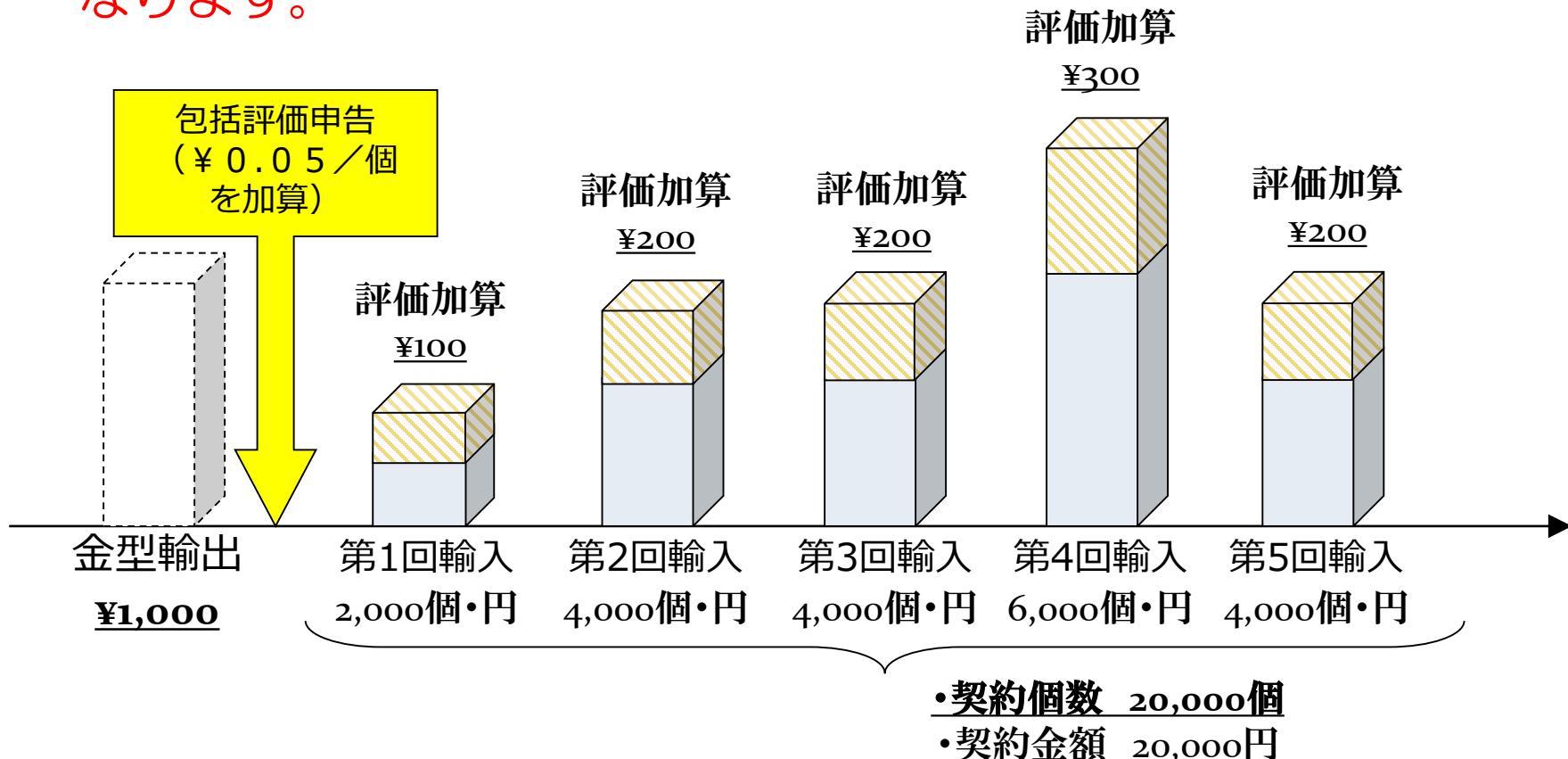


加算する場合の取扱いについて

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、

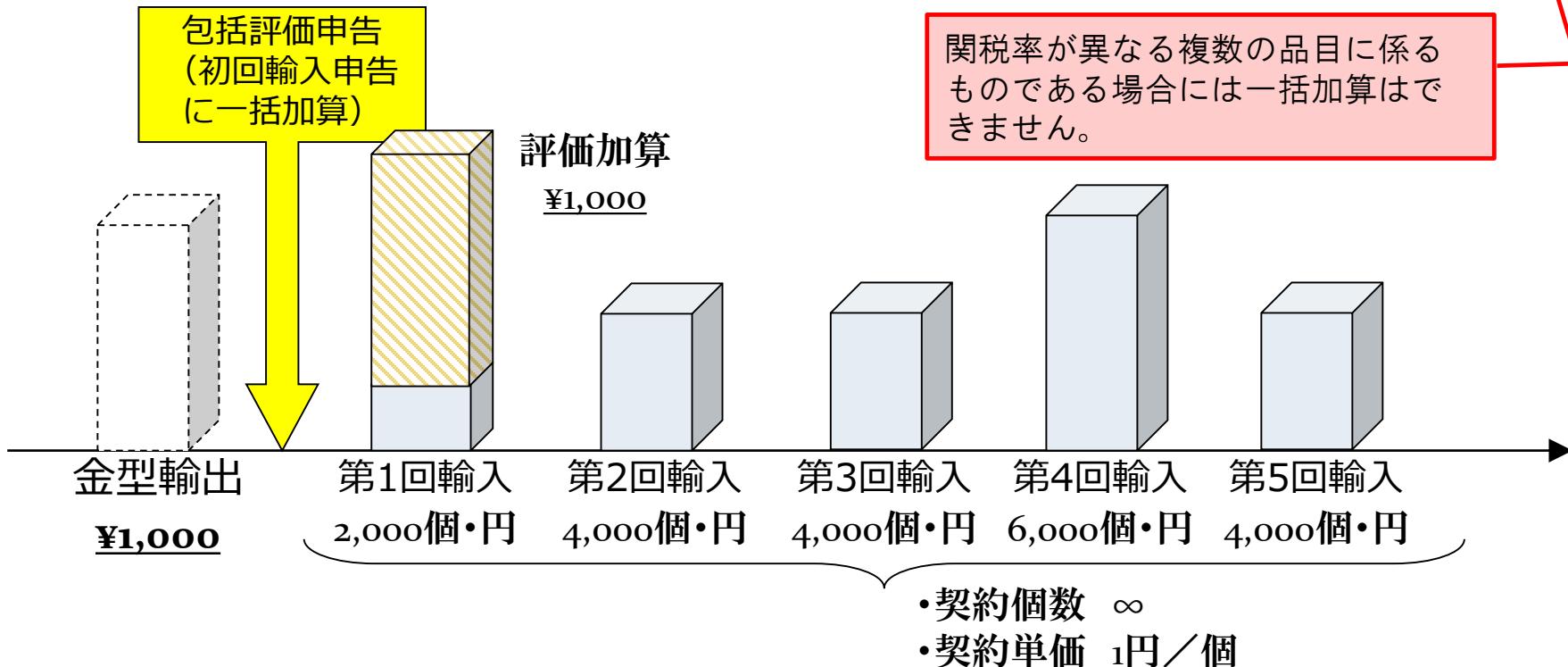
原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。



一括加算について

ただし、次に掲げる費用等の額の加算については、輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。

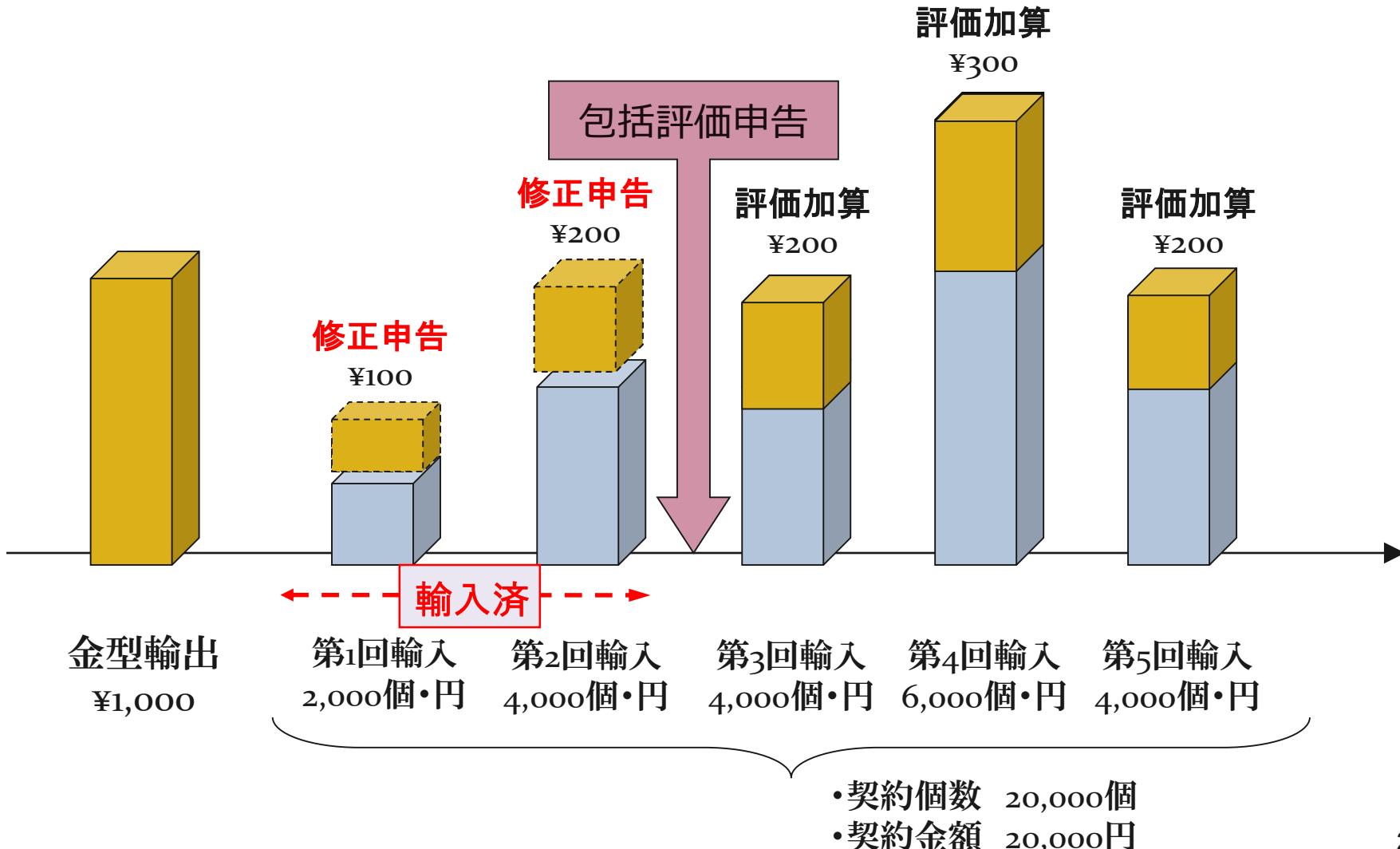
- (1) 定率法第4条第1項第3号に掲げる費用
- (2) 定率法第4条第1項第1～2号、第4～5号に掲げる費用等であつて、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの



加算要素の一括加算について

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

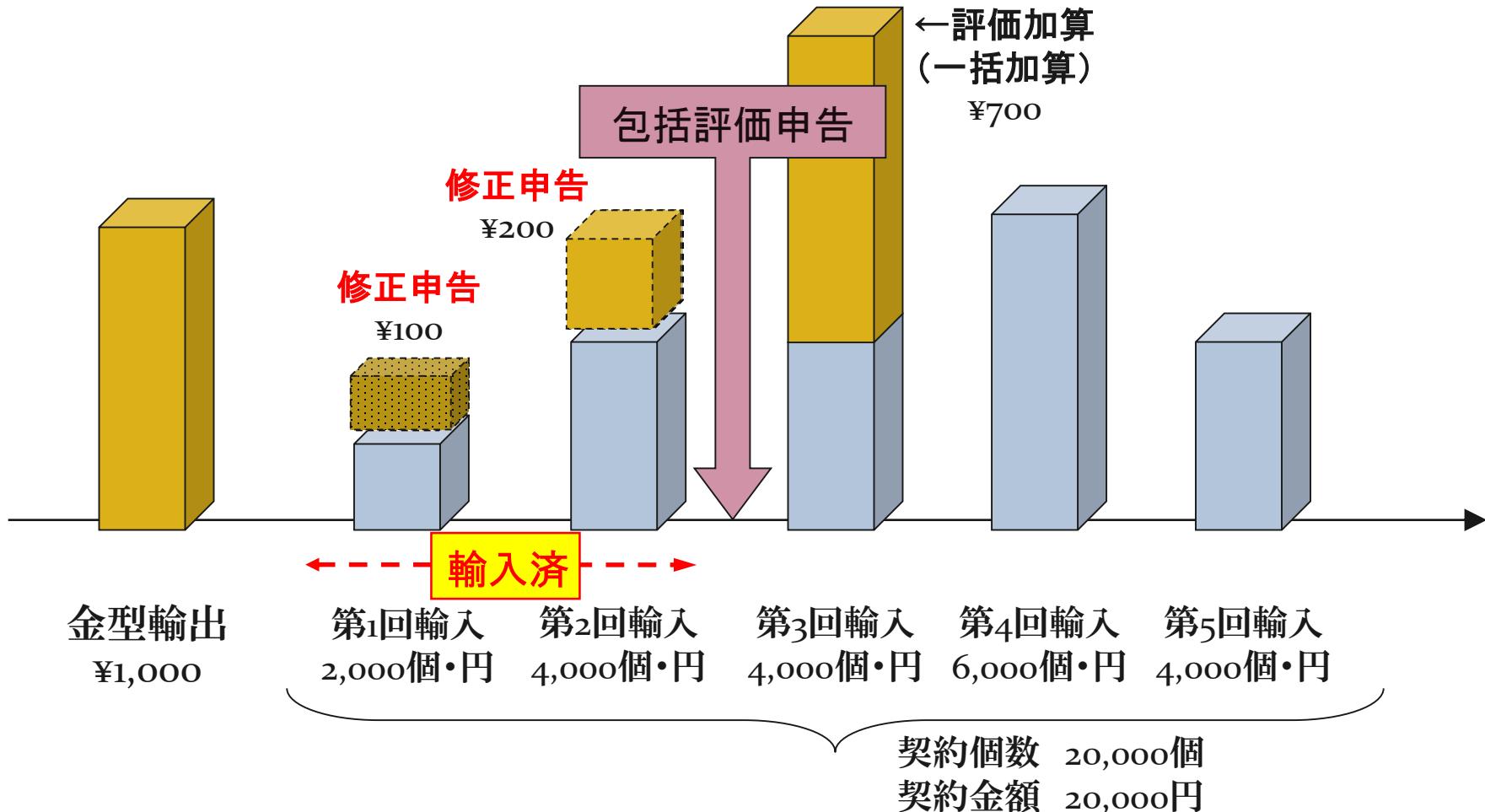
未輸入分; 原則的な加算方法(個々の輸入貨物に按分)



加算要素の一括加算について

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

未輸入分; 要件(輸入者希望、課税上の支障なし)を充足すれば一括加算が可能



個人的に使用する貨物に係る特例（定率法基本通達4の6-2）

改正後	改正前
<p>第2 節 課税価格の決定 (輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例) 4 の6—2 法第4条の6 第2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3)「当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。ただし、金、白金その他の国際相場価格がある物品等であって、通常、卸取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められる物品については、この限りでない。</p> <p>この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格（郵便物にあっては、税関告知書等に記載されている価格）とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物にあっては課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物にあっては修正申告を求め、又は更正をする。</p> <p>(4)（省略）</p>	<p>第2 節 課税価格の決定 (輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例) 4 の6—2 法第4条の6 第2 項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3)「当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。</p> <p>この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格（郵便物にあっては、税関告知書等に記載されている価格）とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物にあっては課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物にあっては修正申告を求め、又は更正をする。</p> <p>(4)（省略）</p>

【H28. 8. 1改正】

関税評価の取扱事例等（税関HP掲載）

○ 事前教示

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則HPに掲載しています。

○ 質疑応答事例

輸入者等の皆様からの照会に対して税関が回答した事例のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを項目別に掲載しています。

○ 関税評価用語等解説

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

○ その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載しています。



**関税評価についての文書による事前教示
をご利用ください！**

**関税評価についてのインターネットによる
照会もご利用ください！**

ご清聴ありがとうございました。



【お問い合わせ先】
東京税関 業務部 首席関税評価官
(TEL : 03-3599-6411)

(参考) 税関HP (<http://www.customs.go.jp>)

※現在の画面は
異なります

税関
Japan Customs

文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく サイト内検索 検索

麻薬!何がなんでも、オイっ。
通さへんで! におうぞ。人生ダメにするの?
ねえ 麻薬ごときで 麻薬犬、ナメんなよ。

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水揚での取扱い 貿易統計 カスタムスアンサー

税関からの重要なお知らせ
・東日本大震災に伴う税関関連情報

トピックス
平成28年度において
① 適用基準に該当

1 「輸出入手続」をクリック

① 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みについて(最終更新
平成27年1月12日)
平成29年10月から、輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における
「法人番号」を記載いただく予定です(PDF132kb) PDF
税關との関係を説く動画をご注意ください
ブラウザでFirefoxを利用している場合の注意点について
「合法ハーブ」と称する薬物(危険ドラッグ)にご注意ください
税關のメールアドレスをかたった不審メールにご注意ください
通貨・証券等の返還

全国の税關
函館 東京 横浜
名古屋 大阪 神戸
門司 長崎 沖縄

RSS一覧

国際物流における
セキュリティの確保と
円滑化の両立
Authorized Economic Operator AEO

輸輸情報提供のお願い
シロイ クロイ
0120-461-961



現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#)

いいね! シェア 70 8+ 3 ツイート 5

輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通關手続に参考となる資料等を掲載しております。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行關稅率表](#)
- ▶ [關稅率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 關稅評価(課稅價格)

- ▶ [課稅價格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [關稅評価の事前教示](#)
- ▶ [關稅評價用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の關稅評價事例](#)
- ▶ [**外國各首府場\(課稅價格の換算\)**](#)
- ▶ [課稅價格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原產地認定

- ▶ [原產地規則について](#)
- ▶ [原產地認定の事前教示](#)
- ▶ [原產地規則解説例規](#)

4. 注意事項

- ▶ [輸出入禁止・規制品目](#)
- ▶ [ワシントン条約](#)
- ▶ [特定外来生物](#)

6. 個人通關の取扱い

7. 參考情報

- ▶ [關稅のしくみ](#)
- ▶ [特殊關稅制度](#)
- ▶ [特惠關稅制度](#)
- ▶ [經濟連携協定](#)
- ▶ [シーカー](#)
- ▶ [保稅](#)
- ▶ [保稅](#)
- ▶ [免稅](#)
- ▶ [消費](#)

②



「輸入貨物の關稅評価事例」をクリック

- ▶ [FAQ](#)
- ▶ [更正表](#)
- ▶ [加工再輸入減稅制度マニュアル](#)
- ▶ [輸出許可内容の変更手續について](#)
- ▶ [通關士試驗](#)
- ▶ [稅關關係手數料](#)
- ▶ [カスタムスアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通關等窓口の關稅時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通關手續等\)](#)
- ▶ [「申告宣誓の自由化・通關業制度のあり方にに関する研究会とりまとめ」に関する意見募集\(平成27年6月25日\)](#)

關稅局・稅關の組織

[關稅局・稅關の紹介](#)

[關稅中央分析所・稅關研修所](#)

稅關所在案内

[所管の法人に関する情報](#)

關稅政策・稅關行政

[經濟連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[稅關相互支援協定\(CMAA\)](#)

稅關手続き

[手續案内「e-Gov\(イーガブ\)へ」](#)

[稅型様式及び記載要領](#)



現在位置: [ホーム](#) > [輸出手続](#) > [評価申告制度](#) > 輸入貨物の関税評価事例

輸入貨物の関税評価事例

- ▶ [質疑応答事例](#)
- ▶ [關稅評價に係る取扱事例について\(別紙事例1~21・事例22~43\)\(平成19年6月26日財閥第876号\)](#)
- ▶ [事前教示回答\(關稅評價\)](#)

關稅局・稅關の組織

[關稅局・稅關の紹介](#)

[關稅中央分析所・稅關研修所](#)

[稅關所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

關稅政策・稅關行政

[所管法令等](#)

[特殊關稅](#)

[審議会・研究会](#)

③

「質疑応答事例」をクリック

[稅關相互支援協定\(CMAA\)](#)

稅關手続き

[手続案内「e-Gov\(イーゲーブ\)へ」](#)

[稅關様式及び記載要領](#)



税関

Japan Customs

このページの本文へ

サイトマップ

English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 翻出入の手続き 水際での取扱い 貿易統計 カスタムアンサー

全国の税關 関税 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: ホーム > 翻出入手続 > 調査価格の計算方法 > 質疑応答事例

質疑応答事例

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

▶ 輸入貨物の取引価格による方法(関税定率法第4条第1項関係)

・輸入取引の認定

・現実支払価格

(現実支払価格に含まれる費用)
(現実支払価格に含まれない費用)
(相殺の取扱い)
(積引きの取扱い)

・加算要素の取扱い

(輸入港までの運賃、保険料等)
(手数料)
(輸入貨物の容器、包装に要する費用)
(無償提供品、役務)
(ロイヤルティ等)

▶ 輸入取引に関する特別な事情(関税定率法第4条第2項関係)

▶ 同種又は類似の貨物の取引価格による方法(関税定率法第4条の2関係)

▶ 特殊な輸入貨物に関する課税価格の決定(関税定率法第4条の4関係)

▶ 同質又は損傷による輸入貨物の課税価格(関税定率法第4条の5関係)

▶ 航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例(関税定率法第4条の6関係)

▶ 価格の換算に用いる外国為替相場(関税定率法第4条の7関係)

輸入貨物の取引価格による方法(関税定率法第4条第1項関係)

輸入取引の認定

- 1 本邦に所在する者との売買契約に基づき輸入する場合の「輸入取引」の認定
- 2 逆差引加算貿易取引により輸入する場合の「輸入取引」の認定
- 3 保税倉庫中に輸入された場合の「輸入取引」の認定
- 4 特殊関係にある者との間で契約に基づき輸入する場合の「輸入取引」の認定

現実支払価格

(現実支払価格に含まれる費用)

1. 買手に支払う輸入貨物の額に付された値段の費用

2. 買手に支払う輸出国における税関手続費用

3. 買手に支払う輸入貨物の保証の費用

4. 種出金の輸出会社に支払う輸入貨物の材料の保管料

5. 買手に支払う輸出国における輸入貨物の保管料

6. 買手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の製作費

7. 買手に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発費用

8. 買手に支払う輸出貨物の操作方法に係る研修費用

9. 買手に支払う輸入貨物の材料(野菜)の栽培費用

10. 種入後に最終的な売買価格が決定される費用

11. 買手に支払う輸入貨物に關連する費用

12. 買手に支払う輸入貨物の検査費用

13. 輸入貨物の検査に従事させたために本邦から派遣した技術者による費用

14. 買手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の改修費用

15. 買手に支払う販売代理店手数料

16. 買手に支払う輸入貨物の運送途上での輸送費用

17. 買手が支払う買手が臨時に雇用した作業員の賃金

18. 買手が支払う輸出国において課徴される税金

19. 輸入貨物の運送途上で使用された後に輸入される温度記録計の課税価格(仕入書上で温度記録計の価格が明らかである場合)

20. 輸入貨物の運送途上で使用された後に輸入される温度記録計の課税価格(仕入書價格に含まれている温度記録計の価格が明らかでない場合)



**各設問 をクリックすると
(答え) が表示される**

問題修復

4

1. 買手が輸入貨物の製造及び検査のために派遣した社員に係る費用
2. 買手から委託された検査機関が行う材料の検査に要した費用
3. 本邦から派遣した社員(輸入貨物の生産に従事する者)に係る費用
4. 買手が行う材料の検査に要した費用(買手が行うこととされている場合)
5. 買手が支払う検査機関の修理費用
6. 買手が負担するコンサルタント内部に支払うビニールシートに要する費用
7. 为替相場の変動により売買価格が調整される場合の現実支払価格
8. 買手に支払う輸入貨物の生産コストに係る加工費
9. 買手に支払う輸入貨物に係る税金
10. 赤手に支払う／この間際に係る銀行手数料
11. 買手が第三者に支払う赤手の負っている債務の額
12. 買手からエンドユーザーに転売される金型の費用 new
33. 買手が輸品メーカーに支払った金型の費用 new

(現実支払価格に含まれない費用)

1. DDP条件により輸入する貨物の課税価格
2. 買手に支払う輸入通関費用等
3. 買手が自己的ために行う輸入貨物の広告宣伝に係る費用
4. 買手に支払う賃金

→ 買手が含まれている場合の現実支払価格
→ 用されることなく廃棄されたパッケージの生産及び廃棄に要した費用→ 仕事価格が変更された場合の現実支払価格
→ した費用
→ 造工程で行う検査に要した費用(買手が品質等を確認するため
→ に従事しない者)に係る費用
→ が買手に支払う賃金

(積引きの取扱い)

1. 貨物代金を前払いすることに条件に与えられる積引き
2. 初めて購入する商品に与えられる積引き
3. 貨物代金をLCで支払うことにより与えられる前払い
4. 一定の数量を超えて購入する場合に与えられる積引き

加算要素の取扱い

(輸入港までの運賃、保険料等)

1. 船会社に支払う割増料

2. 船会社に支払う積出しに生じた港料

3. 船会社に支払う輸入貨物の積替に伴う追加運送費用等

4. 積出し港に上り積みした差額を支払った場合の運賃

5. 輸入貨物に係る運賃が積替の場合の取扱い

6. 輸入貨物の運送に使用するコンテナーの賃料

7. 輸入貨物である船舶が自力航運により運送した場合の運賃

8. 自己の所有する船舶により輸入貨物を運送した場合の運賃

9. 輸入貨物の運送方法を変更した場合の運賃

10. 輸入貨物に保険を付けていない場合の保険料

11. 船会社に支払う輸入港におけるターミナル・ハンドリングチャージ

12. 船会社に上り積みしたタグボートによる本船の曳航に要した費用

13. 運送取扱人に支払う船料

14. 運送取扱人に支払う船出港におけるコンテナー・ターミナル・サーチャージ

15. 輸入貨物の運送途上において、船会社が倒産したことにより、別の船会社に運送引き継ぎを行ったための積替えに要した費用

16. 船会社の責により運賃が無償の場合の運賃

17. 納入期証により運送方法が変更された貨物の理賃料

18. 一部返済がある場合の保険料

19. 国内販売先が負担するタクシーコンテナーの賃料

20. 航海用契約において本船にて輸入許可後に積出しに係る船代料

21. 反復使用される通し番号のレンタル料

22. 運送取扱人に支払う運賃

23. 運送取扱人に支払う積引された運賃

24. 買手以外の第三者がその一部を支払う運賃

25. 買手の船会社に支払うコンテナーの管理に要する費用

26. コンテナー返却後に船会社が行う日本における洗浄、保守に要する費用

(手数料)

税関手続き

手続案内[e-Gov(イーグ)へ]

税関様式及び記載要領

その他

情報公開・個人情報保護

パブリックコメント

調達情報

税關開閉用語集

よくある質問

リンク

お問合せ

税關のPR活動

f 税關 Facebookページ